

令和7年4月7日宣告

令和6年（わ）第188号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件

主 文

被告人株式会社Aを罰金200万円に、被告人B及び被告人Cを懲役1年及び罰金100万円にそれぞれ処する。

被告人B及び被告人Cにおいてその罰金を完納することができないときは、いずれも金1万円を1日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。

被告人B及び被告人Cに対し、この裁判確定の日から3年間それぞれその懲役刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人株式会社A（以下「被告会社」という。）は、福島市（住所省略）に本社を置き、牛乳の生産及び販売並びに乳牛の育成及び肥育等を営むもの、被告人Bは、被告会社の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、被告人Cは、被告会社の常務取締役として、現場に関する指示等の業務に従事していたものであるが、被告人B及び同Cは、共謀の上、被告会社の業務に関し、別表（別表省略）記載のとおり、令和2年1月2日頃から令和5年6月25日頃までの間、福島市（住所省略）の被告会社敷地内において、自ら又は被告会社従業員をして、被告会社の事業活動によって生じた廃棄物である子牛の死体合計約1440キログラムを同敷地内の土中に埋め、もってみだりに廃棄物を捨てた。

（量刑の理由）

被告人B及び同Cは、東日本大震災の復興対策交付金事業として国及び県の補助金を得て復興牧場として設立された被告会社の業務に関し、令和2年から約3年5か月もの長期間、約1.44トンもの多量の産業廃棄物を、借地である牧場敷地内の土中に埋めて不法に投棄したもので、投棄された敷地や周囲の生活環境及び公衆衛生を害した程度は大きい。当時被告会社の代表者であった被告人Bは、死産で分

娩した子牛が耳標による個体識別番号で管理される前の状態であったことを奇貨として、被告人Cに対し、処分業者に処分を委託せず、他人所有の被告会社牧場敷地内に埋設することを指示し、被告人兩名自ら又は従業員を手伝わせるなどして子牛の死体の埋設を継続してきたもので、職業的犯行である。被告人B及び被告人Cのいずれもが主体的に犯行に及んだほか、実際に被告会社の経費である廃棄物処理費用を節減するとともに、その間被告会社から相当額の役員報酬を得ていたのであるから、本件への関与及び責任の程度はいずれも同等に重い。子牛の死体であっても耳標未着用であれば産業廃棄物ではないと思った、違法とは知らなかったなどと被告人兩名がこぞって供述する点についても、酪農業に相当期間従事していた社会人たる被告人兩名において、自らの行為の意味を十分に認識し、理解していた以上、故意が優に認められることはもとより、違法性の意識があったことも十分に推認できる。そして、被告人兩名が違法でないと思じたことについては何らの根拠も資料もないのであるから、上記推認を揺るがすものではない。むしろ、本件は身勝手に短絡的な動機経緯に基づくもので、酌むべき事情が乏しいといえることに加え、被告人兩名の上記供述からは、その規範意識の乏しさも顕著に認められる。

以上に加え、本件産業廃棄物は被告会社において処分済みであり、一応の損害回復に努めたこと、今後は被告会社内で従業員に關係法規を周知徹底し、再発防止に努める旨約束していること、被告人B及び同Cについては、いずれも被告会社の役員を辞任したこと、いずれも前科前歴がなく、それぞれの妻が監督を約束していることなどを併せ考慮し、被告会社を主文の罰金刑に処し、被告人B及び同Cに対しは、いずれも主文の懲役刑及び罰金刑を科した上でその懲役刑の執行をそれぞれ猶予することとした。

(求刑 被告会社につき罰金200万円、被告人B及び同Cにつきいずれも懲役1年及び罰金100万円)

令和7年4月7日

福島地方裁判所刑事部

裁 判 官            島   田            環